

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

コンサルティングやグループ機能の拡大等を通じた総合金融サービスの提供により、お客さまの企業価値向上に資する活動に取り組んでおります。この活動を通じ地域課題の解決と、地域の持続的な成長に貢献します。

b. IT 実装支援

生産性向上や営業力強化などお客さまの抱える様々な事業課題に対して、ニーズのヒアリングから IT ツールの導入・定着化に向けたデジタル化支援に取り組んでおります。

c. 専門人材マッチング

地域やお客さまの人材に関する課題解決に向け、経営の高度化や技術力向上に結び付く適切な人材の紹介やマッチングに取り組んでおります。

d. グリーン化の取組

気候変動の緩和に資する商品・サービスなどの提供を通じて、お客さまの CO₂ 排出量削減に向けた取組みを積極的に支援しております。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当行では、「山梨から豊かな未来をきりひらく」をパーソンとして制定し、地域経済の成長支援と課題解決に取り組んでおります。

地域のサプライチェーン全体の共存共栄を目指し、豊かで活力や幸福感に満ち溢れた
「well-being な社会」の実現に努め、山梨から豊かな未来を世界に向かってきりひらいていきます。

2021 年 4 月 30 日
(2026 年 1 月 1 日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

山梨中央銀行

代表取締役頭取

古屋 賀章